

ミネベアは、環境保全に積極的に取り組んでいる取引先から、「有害物質を含まない」、「製造工程で有害物質を使用しない」などの環境に配慮した製品を優先的に購入しています。

「ミネベアグループグリーン調達管理要領」の発行

ミネベアグループの主要客先である電気電子機器メーカー、自動車メーカーにおいては、「グリーン調達」はほぼ一般化しました。

これら客先の要求に応えるためにミネベアは、さらに上流の部品・原材料メーカーに対して同様の要求を行う必要があります。

そのため、ミネベアグループも2004年7月に「ミネベアグループグリーン調達管理要領」を発行し、取引先に対して「環境に配慮した資材」の提供を具体的にお願ひしていくことになりました。



ミネベア使用禁止化学物質

ミネベアグループは、欧州指令をはじめとする国内外の環境法令・取り決めに基づき、ミネベア製品を構成する部品、原材料、梱包材料等に含有してはならない化学物質を定めています。

これら物質には使用部位、禁止期日を別途設定しているものがあります。

詳しくは、「ミネベアグループグリーン調達管理要領」(発行: 2004年7月12日)をご覧ください。

物質名	
金属及び金属化合物(金属には合金を含む)	
1	カドミウム及びその化合物
2	六価クロム化合物
3	鉛及びその化合物
4	水銀及びその化合物
5	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)
6	・トリブチルスズ類(TBT類) ・トリフェニールスズ類(TPT類)
ハロゲン系有機化合物	
7	ポリ臭化ビフェニール(PBB)
8	ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)
9	ポリ塩化ビフェニール(PCB)類
10	ポリ塩化ナフタレン(PCN)類
11	短鎖型塩化パラフィン
その他	
12	アスベスト(石綿)
13	アゾ染料・顔料
14	オゾン層破壊物質
15	放射性物質
16	ホルムアルデヒド
17	ダイオキシン類
18	ポリ塩化ビニール及びその混合物